

豊橋市産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく不利益処分（以下「行政処分」という。）を行うに当たっての基準等を定めることより、産業廃棄物の不適正処理に係る行政処分の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 事業者 産業廃棄物の排出者、法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器保管業者、法第21条の3第1項に規定する元請業者若しくは同条第2項に規定する下請負人又は国外から廃棄物を輸入した者をいう。
- (2) 事業 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業をいう。
- (3) 処理業者 事業に係る豊橋市長の許可を受けた者をいう。
- (4) 認定業者 豊橋市長から二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者（法第12条の7第1項）をいう。
- (5) 設置者 処理施設を設置している者をいう。
- (6) 処理施設 豊橋市長の許可を受けた産業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 認定熱回収施設設置者 豊橋市長から熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設を設置している者として認定を受けた者（法第15条の3の3）をいう。
- (8) 処理基準等 産業廃棄物処理基準（法第12条第1項）、産業廃棄物保管基準（法第12条第2項）、特別管理産業廃棄物処理基準（法第12条の2第1項）、特別管理産業廃棄物保管基準（法第12条の2第2項）又は有害使用済機器の保管及び処分に関する基準（法第17条の2第2項）をいう。
- (9) 委託基準 事業者の産業廃棄物委託基準（法第12条第5項、6項）又は特別管理産

- 業廃棄物委託基準（法第12条の2第5項、第6項）をいう。
- (10) 再委託基準 処理業者の産業廃棄物再委託基準（法第14条第16項）又は特別管理産業廃棄物再委託基準（第14条の4第16項）をいう。
- (11) 産業廃棄物管理票に係る命令 事業者、運搬受託者又は処分受託者に対して、法第12条の6第1項に定める勧告に係る措置をとるべきことを命令すること（法第12条の6第3項）をいう。
- (12) 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し 認定業者の特例の認定を取り消すこと（法第12条の7第10項）をいう。
- (13) 事業の停止命令 処理業者に対して期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命令すること（法第14条の3、第14条の6）をいう。
- (14) 事業の許可の取消し 処理業者の許可を取り消すこと（法第14条の3の2、第14条の6）をいう。
- (15) 処理施設の改善命令 設置者に対して期限を定めて必要な改善を命令すること（法第15条の2の7）をいう。
- (16) 処理施設の使用停止命令 設置者に対して期限を定めて処理施設の使用の停止を命令すること（法第15条の2の7）をいう。
- (17) 処理施設の許可の取消し 処理施設の設置許可を取り消すこと（法第15条の3）をいう。
- (18) 熱回収施設設置者の認定の取消し 認定熱回収施設設置者の認定を取り消すこと（法第15条の3の3第5項）をいう。
- (19) 土地の形質変更の計画変更命令 法第15条の17に基づく指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者に対し、土地の形質の施行方法に関する計画の変更を命令すること（法第15条の19第4項）をいう。
- (20) 改善命令 事業者又は処理業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命令すること（法第19条の3（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。））をいう。
- (21) 措置命令 処理基準に適合しない処分を行った者等に対し、期限を定めて支障の除

去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命令すること（法第19条の5第1項（第17条の2第3項又は法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）、法第19条の6第1項）をいう。

(22) 土地の形質変更に関する措置命令 法第15条の17に基づく指定区域内において法第15条の19に規定する環境省令に定める基準に適合しない土地の形質の変更をした者に対し、期限を定めて生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命令すること（法第19条の11第1項）をいう。

(23) 事故時の応急措置命令 産業廃棄物の処理施設で法第21条の2第1項の政令で定めるものを設置する者が事故時の応急の措置を講じていないと認めるときに、その者に対し、当該応急の措置を講ずべきことを命ずること（法第21条の2第2項）をいう。

(24) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為をいう。

(25) 都道府県等 都道府県及び法で規定する政令で定める市（指定都市等）をいう。

（行政処分の種類）

第3条 この要綱において行政処分とは、次に掲げるものとする。

- (1) 法第12条の6第3項に規定する産業廃棄物管理票に係る命令
- (2) 法第12条の7第10項に規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取消し
- (3) 法第14条の3又は法第14条の6に規定する事業の全部又は一部の停止命令
- (4) 法第14条の3の2又は法第14条の6に規定する事業の許可の取消し
- (5) 法第15条の2の7に規定する処理施設の改善命令又は使用停止命令
- (6) 法第15条の3に規定する処理施設の許可の取消し
- (7) 法第15条の3の3第5項に規定する熱回収施設設置者の認定の取消し
- (8) 法第15条の19第4項に規定する土地の形質変更の計画変更命令
- (9) 法第19条の3に規定する改善命令（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。）
- (10) 法第19条の5第1項又は第19条の6第1項に規定する措置命令（法第17

条の2第3項又は法第19条の10第2項において準用する場合を含む。)

(11) 法第19条の11第1項に規定する土地の形質変更に関する措置命令

(12) 法21条の2第2項に規定する事故時の応急措置命令

(行政処分の基準)

第4条 事業者、処理業者、認定業者又は処理施設に係る行政処分の基準は別表のとおりとする。

(瑕疵による許可の取消し)

第5条 法に基づく欠格要件に該当する申請者に対して瑕疵による許可が行われたことが、事後的に、裁判所の判決書、市町村の刑罰等調書などにより明らかになった場合は、当該許可を職権により取り消すものとする。

(処分の加重軽減)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める処分内容に加重して処分することができる。

(1) 過去に法又は法に基づく行政処分に違反して刑事処分又は行政処分を受けたことがある者

(2) 大量の廃棄物の処理に係る違反行為を行った者

(3) 特別管理産業廃棄物の処理に係る違反行為を行った者

(4) 生活環境の保全上支障を生じさせた者

(5) その他加重するに足りる相当の理由があると認められる者

2 次の各号すべてに該当する事項を斟酌して、別表に定める処分内容を軽減して処分することができる。

(1) 違反行為後、速やかに自ら適切な改善措置を講じたとき。

(2) 改悛の情が著しいとき。

(3) 生活環境の保全上支障を生じさせなかったとき。

(手続)

第7条 行政処分の手続きは、行政手続法(平成5年法律第88号)、行政処分の指針(令和3年4月14日環境規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通

知)、豊橋市行政手続条例(平成9年豊橋市条例第1号)及び豊橋市聴聞手続規則(平成6年豊橋市規則第55号)に定める手順により行うものとする。

(公表)

第8条 行政処分を行ったときは、原則、被処分者名、処分の内容、処分理由、根拠条文等を公表するものとする。

(関係都道府県等との協議)

第9条 行政処分を受ける者が他の都道府県等から許可を受けている場合には、必要に応じて、関係する都道府県等と処分の内容及び時期について協議するものとする。

(関係機関への通知)

第10条 事業の停止命令、事業の許可の取消し、処理施設の使用停止命令、処理施設の許可の取消し又は瑕疵による許可の取消しをしたときは、その事実を環境省及び都道府県等に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

行政処分基準表

許可の取消し等の要件	処分内容
①・第14条の3の2第1項第5号及び法第15条の3第1項第2号	
無許可営業（法第25条第1項第1号） 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の規定に違反して、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者	許可取消し
不正手段による営業許可取得（法第25条第1項第2号） 不正の手段により法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可（法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項の許可の更新を含む。）を受けた者	
無許可事業範囲変更（法第25条第1項第3号） 法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の規定に違反して、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者	
不正手段による事業範囲変更許可取得（法第25条第1項第4号） 不正の手段により法第14条の2第1項又は法第14条の5第1項の変更の許可を受けた者	
事業停止命令違反・措置命令違反（法第25条第1項第5号） 法第14条の3（法第14条の6に読み替えて準用する場合を含む。）、法第19条の5第1項又は法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者	
委託基準違反（法第25条第1項第6号） 法第12条第5項又は法第12条の2第5項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者	
名義貸しの禁止違反（法第25条第1項第7号） 第14条の3の3又は法第14条の7の規定に違反して、他人に産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者	
施設無許可設置（法第25条第1項第8号） 法第15条第1項の規定に違反して、産業廃棄物処理施設を設置した者	
不正手段による施設設置許可取得（法第25条第1項第9号） 不正の手段により法第15条第1項の許可を受けた者	
施設無許可変更（法第25条第1項第10号） 法第15条の2の6第1項の規定に違反して、法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者	
不正手段による施設変更許可取得（法第25条第1項第11号） 不正の手段により法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けた者	
無確認輸出（法第25条第1項第12号） 法第10条第1項（第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して産業廃棄物を輸出した者。（以下、「無確認輸出」という。） ア 無確認輸出の未遂（法第25条第2項） イ 無確認輸出の罪を犯す目的でその予備をした者（法第27条）	
受託禁止違反（法第25条第1項第13号） 法第14条第15項又は法第14条の4第15項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を受託した者	
不法投棄（法第25条第1項第14号） 法第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者（以下、「不法投棄」という。） ア 不法投棄の未遂（法第25条第2項） イ 不法投棄の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者（法第26条第6号）	

許可の取消し等の要件	処分内容
不法焼却（法第25条第1項第15号） 法第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者（以下、「不法焼却」という。） ア 不法焼却の未遂（法第25条第2項） イ 不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬をした者（法第26条第6号）	許可取消し
指定有害廃棄物の処理禁止違反（法第25条第1項第16号） 法第16条の3の規定に違反して、指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をした者	
委託基準違反、再委託禁止違反（法第26条第1号） 法第12条第6項、法第12条の2第6項、法第14条第16項又は法第14条の4第16項の規定に違反して、産業廃棄物の処理を他人に委託した者	
施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反（法第26条第2号） 法第15条の2の7又は法第19条の3の規定による命令に違反した者	
施設無許可譲受け・無許可借受け（法第26条第3号） 法第9条の5第1項（法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者	
無許可輸入（法第26条第4号） 法第15条の4の5第1項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者	
輸入許可条件違反（法第26条第5号） 法第15条の4の5第4項の規定により許可に付せられた条件に違反した者	
②法第14条の3第1号及び法第15条の2の7第3号	
虚偽管理票交付（法第27条の2第6号） 法第12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者	停止90日
管理票に係る勧告の措置命令違反（法第27条の2第11号） 法第12条の6第3項の規定による命令に違反した者	
土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反（法第28条第2号） 法第15条の19第4項又は法第19条の11第1項の規定による命令に違反した者	
施設使用前検査受検義務違反（法第29条第2号） 法第15条の2第5項（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、産業廃棄物処理施設を使用した者	停止60日
管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第1号） 法第12条の3第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下この項目において同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は法第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者	停止30日
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第2号） 法第12条の3第3項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者	
管理票回付義務違反（法第27条の2第3号） 法第12条の3第3項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者	
管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（法第27条の2第4号） 法第12条の3第4項若しくは第5項又は法第12条の5第6項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者	

許可の取消し等の要件	処分内容
<p>管理票・同写し保存義務違反（法第27条の2第5号） 法第12条の3第2項、第6項、第9項又は第10項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者</p>	<p>停止30日</p>
<p>虚偽記載・管理票交付違反（法27条の2第6号） 法12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をしている管理票を交付した者</p>	
<p>引渡禁止違反（法第27条の2第7号） 法第12条の4第2項の規定に違反して、産業廃棄物の引き渡しを受けた者</p>	
<p>虚偽管理票写し送付・虚偽報告（法第27条の2第8号） 法第12条の4第3項又は第4項の規定に違反して、送付又は報告をした者</p>	
<p>電子管理票虚偽登録（法第27条の2第9号） 法第12条の5第1項（法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者</p>	
<p>電子管理票報告義務違反・虚偽報告（法第27条の2第10号） 法第12条の5第1項又は第2項（これらの規定を法第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者</p>	
<p>保管届出義務違反（法第29条第1号（法第12条第3項又は法第12条の2第3項に係る部分に限る）） 法第12条3項又は法第12条の2第3項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	
<p>処理困難通知義務違反・虚偽通知（法第29条第4号） 法第14条第13項又は法第14条の4第13項の規定に違反して、通知せず、又は虚偽の通知をした者</p>	
<p>処理困難通知保存義務違反（法第29条第5号） 法第14条第14項又は法第14条の4第14項の規定に違反して、通知の写しを保存しなかった者</p>	
<p>土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（法第29条第6号） 法第15条の19第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	
<p>帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（法第30条第1号） 法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項及び法第14条の4第18項において読み替えて準用する法第7条第15項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は法第12条第13項、法第12条の2第14項、法第14条第17項及び法第14条の4第18項において準用する法第7条第16項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者</p>	
<p>業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（法第30条第2号） 法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において読み替えて準用する法第7条の2第3項、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項若しくは第4項又は第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	
<p>定期検査拒否・妨害・忌避（法第30条第3号） 法第15条の2の2第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	
<p>維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（法第30条第4号） 法第15条の2の4及び法第15条の4の4第3項において読み替えて準用する法第8条の4の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者</p>	

許可の取消し等の要件		処分内容
処理責任者等設置義務違反（法第30条第5号） 法第12条第8項又は法第12条の2第8項の規定に違反して、産業廃棄物 処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかった者	停止30日	
報告拒否、虚偽報告（法第30条第7号） 法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者		
立入検査拒否・妨害・忌避（法第30条第8号） 法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避し た者		
技術管理者設置義務違反（法第30条第9号） 法第21条第1項の規定に違反して、技術管理者を置かなかった者		
事故時応急措置命令違反（法第29条第7号） 法第21条の2第2項の規定による命令に違反した者	応急措置に 必要な期間 の停止	
その他の違反行為	停止10日	
③法第14条の3第2号、法第14条の3の2第2項並びに法第15条の2の7第1号、第2号及 び法第15条の3第2項（許可基準等不適合）		
改善が可能な場合	改善に必要 な期間の停 止	
改善が不可能な場合	許可取消し	
④法第14条の3第3号及び法第15条の2の7第4号（付帯条件に違反）		停止30日